

条例等立案表

<p>題名</p> <p>徳島県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則</p>	<p>課(室)名</p> <p>教育総務課</p>
<p>担当者名</p> <p>吉田 正人</p>	<p>電話番号</p> <p>内線 三二〇八</p>
<p>制定理由</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、所要の整理を行う必要がある。</p>	<p>あらまし</p> <p>一 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、教育長に委任することができるできない事務として、「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関すること」を追加した。</p> <p>二 この規則は、平成二十年四月一日から施行することとした。</p>
<p>予算上の措置</p>	<p>考</p>
<p>関係法令等</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成十九年法律第九十七号)</p>	<p>備</p>

徳島県教育委員会規則第 号

徳島県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十年 月 日

徳島県教育委員会

委員長 村澤 普恵

徳島県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則

徳島県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則（昭和四十六年徳島県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第二条中第二十四号を第二十五号とし、第七号から第二十三号までを一号ずつ繰り下げ第六号の次に次の一号を加える。

七 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関すること。

附 則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。